

けいざい+ 深話

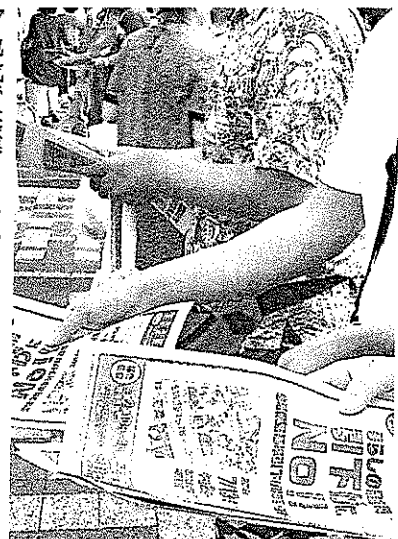
隠れた貧困層 4

「保護基準の引き下げは、生存権を保障する憲法に反します」。7月、さいたま市内で生活保護受給者らが通行人に呼びかけた。2013年度から、食費などにあてる「生活扶助」の基準額が引き下げられた。物価下落などが理由で、13～15年度に3段階で計6・5%という大幅減だ。

「甘え」との思い

心の病を患い4年前から保護を受ける30代女性は、7万6千円の扶助が約5千円減った。病気で過食と嘔吐をくり返し、食費に3万円かかる月もある。真夏も「クーラーは2時間に20分」と決め、風呂は使わず1日おきのシャワーでしのぐ。「お金が尽きることを本気で心配します」。全国

生活保護層と気持ちに溝



街頭でチラシを配る、生活保護基準引き下げ訴訟の原告や支援者たち＝7月、さいたま市

27地裁で基準引き下げの取り消しを求める集団訴訟が起こっている。

一方、神奈川県的女性(78)は、生活保護受給者のこうした運動に違和感をもつ。「生活保護の人は社会に甘えているのでは」

もらえる年金は月6万円。1日2時間のアルバイトと合わせた月収は約10万円だ。1万5千円の家賃もそこから払う。閉店間際のスーパーで割引の総菜を買い、数日続けて食べる。貯金は50万円。数年後に働けなくなると見越して月3千

円ほどを貯金に回す。「生活保護が目の前にぶら下がっている状態ががんばっている」。だからこそ、保護を受ける人もがまんするべきだ、と考える。

生活保護の受給者と、保護を受けていない「隠れた貧困層」との気持ちの溝は埋まらない。

昨年4月、3段階目の基準の引き下げが完了した。17年に行う次回の基準見直しでも引き下げが検討されそうだが、生活保護の基準引き下げは、保護を受けていない「隠れた貧困

層」にもマイナスの影響を及ぼす。

例えば住民税の非課税ラインだ。生活保護の基準引き下げが勘案されれば、課税対象が広がる可能性がある。子どもの学用品費などを支援する就学援助も、生活保護を参考に対象を決める市町村が多い。文部科学省によると、15年度当初は基準引き下げの影響で全国27市町村が対象を狭めた。

狭い保護の範囲

「隠れた貧困層」を救えるのか。花園大の吉永純教授は「保護の守備範囲をもっと広げるべきだ」と指摘する。

人口に占める生活保護受給者の割合は約1・7%。吉永氏ら研究者が10年ごろに同様の制度の利用率を調べたところ、フランスは5%超、ドイツ、英国は9%超だった。英国では1万6千

円(約210万円)まで貯金などの資産を持っていても対象になり、車の所有も可能だった。日本では貯金や収入などで最低生活費の1カ月分を賄えないことが条件だ。

保護の手前で食い止める対策も不可欠だ。

都留文科大の後藤道夫名誉教授がまず挙げるのは低賃金のワーキングプア対策だ。最低賃金を上げ、失業給付を充実させれば、保護が必要な働き手は減る。

その上で低所得者にのしかかる「医療」「住まい」の負担緩和を進める。低所得者向けに家賃を補助したり、国民健康保険の保険料をゼロにしたりする――。

どの対策にも財源のカベが立ちほだかる。「法人税の増税や高所得者への課税を進めるべきだ」と後藤氏は話す。

(牧内昇平) 〓おわり